

## § 129 仲介業者の登録及びライセンス付与

節		Page
129.1	<a href="#">目的</a>	1
129.2	<a href="#">定義</a>	1
129.3	<a href="#">登録要求事項</a>	2
129.4	<a href="#">認可要求事項</a> <del>登録申告書及び登録料金</del>	3
129.5	<a href="#">認可要求事項の適用除外</a> <del>禁輸及びその他の禁止に関する政策</del>	4
129.6	<a href="#">認可を取得するための手続き</a> <del>輸出許可/認可の要求事項</del>	6
129.7	<a href="#">禁輸及びその他の禁止事項に関する政策</a> <del>事前の承認（ライセンス）</del>	7
129.8	<a href="#">登録申告書、登録料金、及び登録者により提出された情報の変更の届出</a> <del>事前の届出</del>	8
129.9	<a href="#">ガイダンス</a> <del>報告</del>	10
129.10	<a href="#">報告</a> <del>ガイダンス</del>	11
129.11	<a href="#">登録者による仲介記録の保持</a>	11

典拠：Sec. 38, Pub. L. 104.164, 110 Stat. 1437, (22 U.S.C. 2778)

出典：特に明記しない限り、62 FR 67276, Dec. 24, 1997。

## § 129.1 目的

~~武器輸出管理法 (22 U. S. C. 2778) の § 38(b) (1) (A) (ii) は、仲介業に従事する者は、規則に規定される  
ところにより、登録し、且つ登録料金を支払わなければならないこと、並びに、いかなる者も、本法律に従  
って発行されるライセンスがなければ仲介業に従事できないことを規定している。~~

(a) 武器輸出管理法 (22 U. S. C. 2778) の § 38(b) (1) (A) (ii) では、仲介業に従事する者は、規則に規定さ  
れるところにより、登録し、且つ登録料金を支払わなければならないこと、並びに、いかなる者も、本  
法律に従って発行されるライセンスがなければ仲介業に従事できないことを規定している。

(b) 本副章で特定される仲介行為は、米国軍需品リスト (本副章の § 121 を参照のこと) の輸出でいうと  
ころにおいて規制される防衛物品及び防衛役務、又は米国軍需品輸入リスト (27 CFR § 447 を参照のこ  
と) の輸出でいうところにおいて規制される防衛物品及び防衛役務に適用される。

[78 FR 52690, Aug. 26, 2013]

## § 129.2 定義

~~(a) 仲介業者とは、料金、仲介料又はその他の対価と引き換えに防衛物品又は防衛役務の契約、調達、販  
売又は移転について交渉したり手配することで、他の者の代理人として行動するすべての者をいう。~~

~~(b) 仲介行為とは、§ 129.2(a) で定義される仲介業者として行動することを意味し、防衛物品又は防衛役  
務 (その原産地を問わない) の製造、輸出若しくは輸入を容易にする融資、運送、貨物輸送又はその他  
の行為を行うことが含まれる。例えば、これには、限定されるものではないが、米国人 (米国内若しく  
は米国外に所在する者) 又は米国の管轄権に服する外国人による防衛物品又は防衛役務 (米国原産又は外  
国原産のものであって、米国内若しくは米国外に所在するもの) に関係する行為が含まれる。しかし、  
これには、もっぱら米国の国内販売又は国内移転に限定される米国人による行為については含まない  
(例えば、米国内での輸出若しくは再移転のためのものではないもの、又は外国人への輸出若しくは再  
移転のためのものでもないもの)。本副章でいうところの仲介業に従事するとは、上記で記述される行  
為の最低一つが必要である。~~

~~(c) 用語“外国製の防衛物品又は防衛役務”には、米国製でない防衛物品又は防衛役務であって、米国軍需  
品リストで定められる種類のものを含む (そのような物品若しくは役務が米国原産のものであるか否か  
或いはそのような物品若しくは役務が米国原産の部分品を含んでいるか否かを問わない)。~~

本章で使用される場合：

(a) 仲介業者とは、以下で規定される人 (本副章の § 120.14 を参照のこと) であって、仲介行為のビジネ  
スに従事する者をいう：

- (1) 米国人 (本副章の § 120.15 を参照のこと) (いずれに所在しているかを問わない)；又は
- (2) 米国に所在する外国人 (本副章の § 120.16 を参照のこと)；又は
- (3) 米国外に所在する外国人であって、その外国人が米国人により所有若しくは支配されている者。

(a) (3) 項の注：本項でいうところにおいて、“米国人により所有される”とは、その企業の議決権  
のある発行済みの 50% を超える有価証券が米国人により所有されていることをいい、“米国人により  
支配されている”とは、一人以上の米国人が、当該企業の全般的執行方針又は日常業務を策定又は指  
示する権限又は資格を有することをいう。米国人の支配は、米国人が議決権のある発行済み有価証券  
の 25% 以上を所有している場合 (ただし、その他のいかなる者もそれ以上の割合を支配していない場  
合に限る) に存在すると推定 (反証を許す推定) がされる。

(b) 仲介行為とは、他の者に代わって、米国又は外国の防衛物品又は防衛役務 (その原産地を問わない)  
の製造、輸出、永続的な輸入、移転、再輸出、又は再移転を容易にする行為をいう。

- (1) 仲介行為には、限定されるものではないが、以下の行為が含まれる：
  - (i) 防衛物品及び防衛役務の融資、保険、運搬、若しくは貨物輸送；又は
  - (ii) 防衛物品及び防衛役務の調達、販売、移転、ローン若しくはリースにおいて、勧誘、販売促進、

交渉、契約、手配、その他援助すること。

(2) 仲介行為には、以下の行為は含まない：

(i) 米国に所在する米国人による行為であって、もっぱら米国の国内販売又は移転（例えば、輸出用でないもの）に限られるもの；

(ii) 公的な立場で行動する米国政府の職員による行為；

(iii) 正社員（本副章の § 120.39 を参照のこと）による彼らの雇用主のために行動する行為（二重国籍者又は本副章の § 126.18 の要求事項を満たす第三国の国民であるこれらの正社員を含む）；

(b) (2) (iii) 項の注：この除外条項は、本副章の § 126.1 で特定されるいずれかの禁止されている国、地域、又は人を起源とする又は仕向先とする防衛物品又は防衛役務を含む行為に関して、米国の管轄権に服する人には適用されない。

(iv) 行政サービスを逸脱しない行為（例えば、オフィススペース及び装置の提供若しくは手配、接待、広告、若しくは事務、ビザの発行、若しくは翻訳サービス、見積依頼への返答のための製品情報及び価格情報の収集、展示会で企業の得意先に行う一般的な販売促進又はクライアントへの法的助言の提供を逸脱しない弁護士による行為）；

(v) 本副章の § 120.40 で規定される系列会社によって、他の系列会社に代わって行われる行為；又は

(vi) 人（彼らの正社員を含む）による行為であって、本副章の § 123、§ 124、若しくは § 125 による輸出許可若しくはその他の認可に基づいて輸出された防衛物品若しくは防衛役務の最終需要者としての行為を逸脱しないもの、又はその後、輸出許可若しくはその他の認可、若しくは本副章の § 123.9 に基づく認可のもとでの当該物品若しくは役務の再輸出者若しくは再移転者としての行為を逸脱しないもの。

(c) 本副章でいうところにおいて、仲介行為のビジネスに従事するとは、本節の (b) 項で規定される仲介の場合のうちの一つのみが必要である。

[62 FR 67276, Dec. 24, 1997、改正 71 FR 20553, Apr. 21, 2006 ; 78 FR 52690, Aug. 26, 2013]

### § 129.3 登録要求事項

(a) 本節の (b) 項で規定される場合を除いて、仲介行為（§ 129.2 を参照のこと）に従事するいかなる者も、防衛取引管理部に登録する必要がある。この § 129 のもとに必要なとされる仲介行為に対する認可の発行又は適用除外の使用のためには、通常は、本節に基づく登録が必須条件である。

#### (b) 適用除外

次のいずれかに該当する者に対しては、本節における登録、認可、記録保管及び報告は不要である：

(1) 公的立場で活動している外国政府若しくは国際組織（それらの職員を含む）；又は

(2) もっぱら融資、保険、運搬、乙仲、若しくは貨物輸送のビジネスに従事している者（彼らの行為が、融資、保険、運搬、乙仲、若しくは貨物輸送を逸脱しない場合に限る）。

例としては、輸出許可された防衛物品のために単に輸送する若しくは輸送を手配する航空運送業者若しくは運送業者、及び本副章の § 122 若しくは § 129 に従って登録された者若しくは登録することが必要とされる者に、商業的に利用可能な融資枠若しくは信用状を単に提供する銀行若しくはクレジット会社がある。しかし、防衛物品又は防衛役務に対して融資を提供する銀行、企業、またはその他の者は、特定の状況（例えば、その銀行又はその従業員が防衛物品若しくは防衛役務を含む取引を手配することに直接関与している場合、又は防衛物品の所有権を持っている場合）においては、たとえ防衛物品の物理的な保管に関与していない場合であっても、登録することが義務付けられている。そのような状況において、防衛物品又は防衛役務に対して融資を提供する銀行、企業、又はその他の者は、免除されることはない。

(c) § 129.3 (b) で規定される登録、認可、記録保管、及び報告が免除される者は、§ 129.7 で概説されるところにより禁輸及びその他の禁止に関する政策の対象となる。

(d) 本副章の § 122 に従って製造業者又は輸出者として登録されている米国人（彼らの登録申告書にリス

トされた米国若しくは外国の子会社及びその他の系列会社であって、本章のもとに登録を必要とされる者を含む)は、50パーセントを超える議決権付証券が、その登録者又は上記の子会社によって所有されている場合及び系列会社はその登録者によってその他の形態で支配されている場合(本副章の§ 120.40を参照のこと)であって、かつ、彼らの製造業者又は輸出者の登録申告書の中で仲介業者としてリストされ、特定されている場合、別途の仲介業者としての登録を提出したり、別個の仲介業者としての登録料金を支払う必要はない。本章のその他のすべての要求事項は、上記の仲介業者及び彼らの仲介行為に適用される。

(e) 本節のもとに必要とされる仲介行為に対する認可の発行又は適用除外の使用のためには、本節に基づく登録が必須条件である(ただし、防衛取引幹部により適用除外が与えられる場合を除く)。

~~(a) 米国人(所在地を問わない)及び米国に所在する外国人又はその他米国の管轄権に服する外国人(§ 120.1(c)にもかかわらず適用される)であって、本副章の規制の対象となる防衛物品若しくは防衛役務(§ 121を参照のこと)又は“外国製の防衛物品若しくは防衛役務”(§ 120.2で定義される)の製造、輸出、輸入又は移転に関連する仲介業(本章で定義される)に従事する者は、防衛取引管理部に登録することが必要である。~~

~~(b) 適用除外~~

~~以下の者については、本節のもとでの登録は不要である。~~

~~(1) 公的な立場で行動する米国政府の職員。~~

~~(2) 公的な立場で行動する外国政府又は国際組織の職員。~~

~~(3) もっぱら融資、運送、又は貨物輸送の事業に従事する者であって、さらにその事業活動が防衛物品又は防衛役務の仲介を含んでいないもの。例えば、航空運送業者及び貨物輸送業者であって、輸出が許可された米国軍需品リスト品目について単に輸送するか輸送を手配するだけのものは、登録の必要はなく、また、銀行又はクレジット会社であって、本副章の§ 122に従って登録された者に商業的に利用可能な与信又は信用状を単に提供するだけのものも登録は不要である。しかし、防衛物品又は防衛役務に関して融資を提供する銀行、企業又はその他の者は、特定の状況(例えば、銀行又はその従業員が§ 120.2(a)で定義される武器取引の手配に直接的に関与しているか、防衛物品の所有権を保持している状況)においては、たとえ防衛物品の物理的な保管を伴わない場合であっても、登録が必要となる。~~

[62 FR 67276, Dec. 24, 1997、改正 71 FR 20553, Apr. 21, 2006 ; 78 FR 52690, Aug. 26, 2013]

#### § 129.4 認可要求事項

(a) § 129.5で規定される場合を除いて、本副章の§ 129.3に基づいて仲介業者として登録することが必要とされるいかなる者も、最初に、次のいずれかに該当する仲介業務について防衛取引管理部の承認を得ることなく、§ 129.2(b)に基づく仲介行為のビジネスに従事してはならない。

(1) あらゆる外国産の防衛物品若しくは防衛役務(本副章の§ 120.44を参照のこと免除については§ 129.5を参照のこと)；又は

(2) 次のいずれかに該当する米国原産の防衛物品又は防衛役務：

(i) 本副章の§ 121.1のカテゴリーI(a)から(d)、カテゴリーII(a)及び(d)、並びにカテゴリーIII(a)で規定される特性を持つ火器及びその他の兵器；

(ii) ロケット、爆弾、及び手榴弾並びにカテゴリーIV(a)で規定される特性を有する上記の防衛物品の発射装置、並びに本副章の§ 121.1のカテゴリーIV(b)で規定される特性を有する打上げ用の飛しょう体及びミサイル及びミサイル迎撃システム(携行型地对空ミサイル(MANPADS)を含む)；

(iii) 本副章の§ 121.1のカテゴリーVIで規定される軍用艦艇；

(iv) 本副章の§ 121.1のカテゴリーVIIで規定されるタンク及び軍用車両；

(v) 本副章の§ 121.1のカテゴリーVIIIで規定される航空機及び無人航空機；

(vi) 本副章の§ 121.1のカテゴリーXII(c)及び(d)で規定される特性を有する暗視関連の防衛物品並びに慣性プラットフォーム、センサー、及び誘導関連システム；

(vii) 本副章の§ 121.1のカテゴリーXIV(a)、(c)、及び(e)で規定される化学剤及び原料となる化

学剤、本副章の § 121.1 のカテゴリーXIV (b) で規定される生物剤及び生物学的に誘導される物質、並びに本副章の § 121.1 のカテゴリーXIV (f) で規定される装置であって、本副章の § 121.1 のカテゴリーXIV (a)、(b)、及び(e) で規定される化学剤及び生物剤の散布のためのもの；

(viii) 本副章の § 121.1 のカテゴリーXX で規定される潜水艦；並びに

(ix) 本副章の § 121.1 のカテゴリーXXI で規定される特性を有するその他の物品。

#### ~~§ 129.6 輸出許可/認可の要求事項~~

~~(a) 以下に該当する場合を除いて、いかなる者も、防衛取引管理部の書面による事前の認可（ライセンス）又は防衛取引管理部への事前の届出なしに、仲介業に従事してはならない。~~

~~(b) 以下の場合には、ライセンスは不要である。~~

~~(1) 米国政府機関によって又は米国政府機関のために引き受けられる以下に該当する仲介行為。~~

~~(i) 米国政府機関による使用のための仲介行為；又は~~

~~(ii) 対外援助若しくは売却プログラムのうち、法律により認可されたもの及びその他の手段によつて大統領の管理の対象となるものを実行するための仲介行為。~~

~~(2) もっぱら北大西洋条約機構、この組織の加盟国、オーストラリア、イスラエル、日本、ニュージーランド若しくは韓国大韓民国の諸国において又はこれらの諸国を志向地として手配される仲介行為（ただし、本副章の § 129.7 (a) で指定される防衛物品又は防衛役務の場合であつて、事前の認可が常に必要とされる場合を除く）。~~

[62 FR 67276, Dec. 24, 1997、改正 71 FR 20553, Apr. 21, 2006 ; 77 FR 16643, Mar. 21, 2012 ; 78 FR 52691, Aug. 26, 2013]

#### § 129.5 認可要求事項の適用除外

(a) 本節の (c) 項が適用されない限り、米国政府機関に対して請け負われた仲介業務であつて、その仲介業者とその機関の解約に基づくものは、次のいずれかに該当する場合、認可要求事項を免除される：

(1) その仲介業務が、もっぱらその機関の使用のための防衛物品若しくは防衛役務に関わるものである場合；又は

(2) その仲介業務が、法律によって認められた対外援助若しくは売却計画を実行するために請け負われたものであつて、かつ、次の条件の一つにより満たされていることが示されるところのその他の手段によつて大統領による管理下にある場合：

(i) その仲介業者との米国政府機関の契約に、当該契約が法律によって認められた対外援助又は売却計画をサポートする旨を記述する明示的な条項を含んでおり、かつ、その契約機関が、本副章に基づいて確立される統制に相当するその他の手段により、その契約により対象とされる業務の統制を確立している場合；又は

(ii) 事前に、防衛取引管理部が、その条件が満たされている旨の書面による同意を与えている場合。

(b) 本節の (c) 項が適用されない限り、防衛物品又は防衛役務（本副章の § 120.44 を参照のこと）に関する仲介行為は、北大西洋条約機構、その組織の加盟国、オーストラリア、イスラエル、日本、ニュージーランド又は大韓民国の完全にそれらの中で行なわれることが前もって決められている場合、認可要求事項について適用除外される（ただし、§ 129.4 (a) (2) で指定される防衛物品又は防衛役務の場合を除く、これについては認可が必要である）。

(c) 本節の (a) 項又は (b) 項で定められる仲介行為に従事する仲介業者は、次のいずれかに該当する場合、防衛取引管理部から承認を取得することについて適用除外されない：

(1) その仲介業者が § 129.3 で義務付けられている登録がされていない場合；

(2) 仲介業者又はいずれかの者であつて、その仲介行為（何らかの関連する防衛物品若しくは防衛役務の取引を含む）において直接的若しくは間接的な利益を有する者若しくは利益を得る可能性がある者が、本副章の § 120.1 (c) (2) で定義されるところにより不適格である場合；又は

(3) 本副章の § 126.1 で言及される国又は人が、その仲介行為に関与している場合若しくはそのような行為が別途 § 129.7 の対象である場合。

(d) 本節の適用除外を使用する仲介業者は、本 § 129 のその他のすべての条項を順守しなければならない。

~~§ 129.7 事前の承認 (ライセンス)~~

- ~~(a) 以下の仲介行為については、防衛取引管理部の書面による事前の認可を必要とする。~~
- ~~(1) いずれかの国への又はいずれかの国からの、§ 121 で定める特質により対象となる或いはその特質を持つ特定の防衛物品 (若しくは関連する防衛役務) であって、次のいずれかに該当するものに関連する仲介行為。~~
- ~~(i) 全自動火器並びにこれらの部分品及び部品。~~
- ~~(ii) 核兵器戦略投下システム及び当該システムのために専用に設計されたすべての部分品、部品、附属品及びアタッチメント並びに関連装備品。~~
- ~~(iii) § 121 のカテゴリー XVI で定める特質を持つ核兵器の設計装置及び試験装置。~~
- ~~(iv) カテゴリー VI (c) で定める特質を持つ海軍原子力推進装置。~~
- ~~(v) ミサイル技術規制レジームのカテゴリー I の品目 (§ 121.16)。~~
- ~~(vi) 機密扱いの防衛物品、役務及び技術資料。~~
- ~~(vii) 外国製の防衛物品又は防衛役務 (もっぱら、北大西洋条約機構、この組織の加盟国、オーストラリア、イスラエル、日本、ニュージーランド又は大韓民国の諸国の国内において手配されるもの及びこれらの国々を住向地として手配されるものを除く) (§ 129.6 (b) (2) 及び § 129.7 (a) を参照のこと)。~~
- ~~(2) § 129.7 (a) で指定されるものに加えて、北大西洋条約機構加盟国、オーストラリア、イスラエル、日本、ニュージーランド又は大韓民国以外の国に向けて或いは国からの、本副章の § 121 で定める特質により対象となる或いはその特質を持つ防衛物品又は防衛役務のうち、本副章のもとに重要軍用装備品として指定されるものに関連する仲介行為 (次のファクターが存在する場合はいかなる時も対象となる)。~~
- ~~(i) 重要軍用装備品の価額が 100 万ドル以上である場合。~~
- ~~(ii) 同一の重要軍用装備品が、本副章のもとで懸念国の軍隊への輸出がこれまでに許可されていなかった場合、若しくは国防総省の対外有償軍事援助プログラムのもとに販売が承認されていなかった場合。~~
- ~~(iii) 重要軍用装備品が、仲介されている物品若しくは役務の結果として国外で生産されることになる場合；又は~~
- ~~(iv) 受取人若しくは最終需要者が外国政府若しくは国際組織でない場合。~~
- ~~(b) 書面による事前の認可についての本節の要求事項は、次のいずれかにより満たされる。~~
- ~~(1) 本節のもとに事前認可の対象となる特定の防衛物品、防衛役務又は技術資料の永続的輸出、一時的輸出又は一時的輸入について、本副章の § 123、§ 124 又は § 125 のもとに発行された輸出許可又はその他の書面による認可 (ただし、すべての仲介業者の名前が最初の申請書の提出資料の添付資料で特定されたことを条件とする)。~~
- ~~(2) 防衛取引管理部からの書面による声明であって、申請された行為又は提案書若しくはプレゼンテーションの制作を承認するもの。~~
- ~~(c) 仲介行為の認可の請求は、登録された仲買業者の権限を与えられた役員により防衛取引管理部に書面で提出されなければならない、その書状は本副章の § 126.13 の要求事項についても満たさなければならない。~~
- ~~(d) その請求は、申請される取引にかかわる全ての当事者及び彼らの役割に加えて、防衛物品及び関連する技術資料を詳細に概説したもの (製造業者、軍の呼称及び型式番号を含む)、数量及び価額、(もしあれば) 物品及び関連する技術資料の機密区分、関与する国又は国々、並びに具体的な 1 以上の最終用途及び最終需要者を特定しなければならない。~~

[62 FR 67276, Dec. 24, 1997、改正 71 FR 20553, Apr. 21, 2006、改正 75 FR 52625, Aug. 27, 2010 ; 77 FR 16643, Mar. 21, 2012 ; 78 FR 52691, Aug. 26, 2013]

## § 129.6 認可を取得するための手続き

(a) 仲介行為の認可を求めるとしての請求は、防衛取引管理部に対して行われ、権限を与えられた役員により署名され、かつ、以下の情報を記載しなければならない：

(1) 申請者の名称、住所及び登録コード；

(2) 以下に該当するか否かに関する証明：

(i) 申請者又は経営最高責任者、社長、副社長、秘書、共同経営者、取締役、その他の上級役員若しくは役員（例えば、財務担当役員、法務担当役員）、若しくは取締役会の構成員が、本副章の § 120.27 で列挙される米国のいずれかの刑事制定法に違反で起訴されているか否か、若しくは、例えば、起訴の代わりに犯罪情報によって別途告訴されているか否か、又は違反の有罪判決を受けたか否か；

(ii) 申請者又は経営最高責任者、社長、副社長、秘書、共同経営者、取締役、その他の上級役員若しくは役員（例えば、財務担当役員、法務担当役員）、若しくは取締役会の構成員が、米国政府のいずれかの機関と契約すること、又は米国政府のいずれかの機関から防衛物品若しくは防衛役務の輸入の許可若しくはその他の認可を受けること、又は輸出許可若しくはその他の認可を受けることについて資格がないか否か；並びに

(iii) 申請者の知る限りにおいて、§ 129.2 で定義される認可請求において列挙された仲介行為に関与するその他のいずれかの者が、本副章の § 120.27 で列挙される米国のいずれかの刑事制定法に違反で起訴されているか否か、若しくは、例えば、起訴の代わりに犯罪情報によって別途告訴されているか否か、又は違反の有罪判決を受けたか否か、或いは米国政府のいずれかの機関と契約すること、又は米国政府のいずれかの機関から防衛物品若しくは防衛役務の輸入の許可若しくはその他の認可を受けること、又は輸出許可若しくはその他の認可を受けることについて資格がないか否か。

(b) 認可請求には、請け負われる仲介行為について漏れなく記載しなければならない（以下の内容を含む）：

(1) 防衛物品又は防衛役務（“防衛物品又は防衛役務の取引”と呼ぶことができる）の製造、輸出、輸入、又は移転を容易にするために申請により引き受けられた行為；

(2) その仲介行為に関与する可能性があるすべての者の名称、国籍、住所、及び勤務地；

(3) 含まれる可能性がある各防衛物品又は各防衛役務の説明（以下の内容を含む）：

(i) 各物品について米国軍需品リストのカテゴリー及びサブカテゴリー；

(ii) 各防衛物品について名称及び軍事名称；

(iii) 防衛物品が重要軍用装備品であるか否か；

(iv) 各防衛物品の見積もり数量；

(v) 防衛物品及び防衛役務の米ドル見積額；

(vi) 機密区分；並びに

(vii) 最終需要者及び最終用途；並びに

(4) 仲介行為が、直接的な商業ベースでの販売による売却若しくは米国の対外有償軍事援助プログラムに基づく売却に関連するか、又は米国政府を支援するその他の行為に関連するかの申告。

(c) 認可請求に署名する権限を与えられた役員は、その請求が完全で正確であることの証明書を添付しなければならない。

(d) 本節の (b) 項で必要とされる特定の情報を提出する時点で、まだ入手できない場合、本節の (c) 項で必要とされる証明書の中で、その事実が記載され、説明されなければならない。防衛取引管理部は、その請求を認可するか否かを決定する際にそのような説明を考慮する。

(e) 認可の有効期間は、4年を超えることができない。

~~§ 129.8 事前の届出~~

~~(a) 価額が 100 万ドル未満の重要軍用装備品に関する仲介行為については防衛取引管理部への事前の届出を必要とする（ただし、§ 122 のもとに輸出者として登録された米国人による基礎的なマーケティング~~

~~情報(例えば、性能特性を含まない情報、価格及び引渡し納期の見積り)を共有するためのものを除く)。~~

~~(b) 事前の届出に関する本節の要求事項は、仲介の提案又は提示を行う少なくとも30日前までに書状により防衛取引管理部に報告することによって満たされる。防衛取引管理部は、この要求事項及び30日の届出期間の開始の順守を確認するために、この事前届出受理の書面による通知を提供する。~~

[62 FR 67276, Dec. 24, 1997、改正 71 FR 20553, Apr. 21, 2006、改正 75 FR 52625, Aug. 27, 2010 ; 78 FR 52688, Aug. 26, 2013]

#### § 129.7 禁輸及びその他の禁止事項に関する政策

(a) 本節は § 129.2 で定義される仲介行為に適用される (そのような行為に関与する者が § 129.3 のもとに登録された者であるか否か又は登録が適用除外されているか否かを問わない)。§ 129.5 における認可要求事項の適用除外は、本節の対象となる仲介行為には適用できない。

(b) いかなる者も、最初に防衛取引管理部の承認を得ずに、本副章の § 126.1 で言及されるいずれかの国、地域、又は人に関与する仲介行為に従事したり、従事する提案を行ってはならない。

(c) 官報における通告で国務省により特定された国々又は人々に仲介行為が関与している場合、いかなる者も、最初に防衛取引管理部の承認を得ずに、仲介行為に従事したり、従事する提案を行ってはならない (それに関して、米国の国家安全保障、対外政策又は法の執行上の国益を理由に、防衛物品又は防衛役務に特定の制限が課せられている (例えば、本副章の § 127.7 に基づく資格剥奪の対象となる個人)。(仲介行為に適用される更なる開示及び認可要求事項について、本副章の § 127.1 (c) を参照のこと。)

(d) 国務省の方針として、本節の (b) 項又は (c) 項で言及される国々又は人々に関与する仲介行為又はそのような仲介行為に従事する計画の承認の要求は拒絶するものとする。そのような国々又は人々に関与する仲介行為を知っている者又は知るべき根拠を有しているいかなる者も、直ちに防衛取引管理部に届出なければならない。

#### ~~§ 129.5 禁輸及びその他の禁止事項に関する政策~~

~~(a) 本副章の § 129.2 で定義される仲介行為に対して、このような行為に関与する者が本副章の § 129.3 のもとに登録された者又は登録が必要なものか否かにかかわらず、本副項で示される政策及び手続きが適用される。~~

~~(b) 本副章の § 126.1 で言及される国に関係するいかなる仲介行為又は仲介提案も、最初に防衛取引管理部の書面による認可を取得することなく、いかなる者も実行してはならない。~~

~~(c) 防衛物品又は防衛役務に対する特定の制限が米国の国家安全保障又は外交政策又は法執行上の国益を理由に課せられているものに関して、官報の中の通告を通して国務省により随時特定される他の国又は人 (例えば、本副章の § 127.7 に従って資格剥奪の対象となる個人) の場合には、いかなる仲介行為又は仲介行為に従事する提案も、防衛取引管理部の書面による事前の認可がなければ、いかなる者によっても実行されたり、推し進められてはならない。~~

~~(d) 国連安全保障理事会の武器禁輸対象国 ( § 121.1 (c) についても参照のこと) に関して、いかなる仲介行為又は仲介提案も、実行してはならない。~~

~~(e) 上記の (b)、(c) 又は (d) 項の対象となる国又は人に関係する場合、認可請求を拒絶することが国務省の政策であり、除外条項は、あるとしても、極めてまれにしか認めることができない。そのような国又は人が関与する仲介行為を知っているか、知り得る根拠を有している者は、直ちに防衛取引管理部に通知しなければならない。~~

[62 FR 67276, Dec. 24, 1997、改正 71 FR 20553, Apr. 21, 2006 ; 78 FR 52692, Aug. 26, 2013]

## § 129.8 登録申告書、登録料金、及び登録者により提出された情報の変更の届出

(a) 登録を意図している者は、防衛取引管理部のウェブサイト ([www.pmdotc.state.gov](http://www.pmdotc.state.gov)) で入手できる提出ガイドラインに従うことにより、防衛取引管理部に国務省様式 DS-2032 (登録申告書) を提出しなければならない。登録申告書は、その登録を意図している者によって当該書類に署名する権限を与えられた米国人の上級役員 (例えば、経営最高責任者、社長、秘書、共同経営者、取締役、財務担当役員、法務担当役員) によって署名されなければならない (ただし、登録を意図している者が外国の仲介業者として登録することのみを求める場合、外国の上級役員が登録申告書に署名できる)。登録申告書には、50% を超える議決権のある有価証券が登録者により所有されている場合、又は子会社及び系列会社 (本副章の § 120.40 を参照のこと) が登録者によって別途支配されている場合、子会社及び系列社を含めることができる。登録を意図している者 (米国人であるか外国人であるかを問わない) は、その各国において法人組織化されていること又はその各国において事業を行うことを認可していることを立証する書類を提出しなければならない。登録を必要とされる外国人は、米国人が本条項のもとに提供するもの取引する外国の営業鑑札または類似した認可) と内容において実質的に同様の情報 (例えば、外国の事業ライセンス又は事業を行う同様の認可) を提供しなければならない。登録申告書 (様式 DS-2032) が不完全な場合、防衛取引管理部は、どの情報が必要であるかを登録者に通知するか、登録パッケージ全体の返送することにより、登録者に通知する。

## (b) (1) 登録及び料金の頻度

登録することが必要な者は、漏れなく記入された登録申告書 (様式 DS-2032) を提出し、防衛取引管理部のウェブサイト ([www.pmdotc.state.gov](http://www.pmdotc.state.gov)) で入手できる料金ガイドラインに従って料金を提出することにより 1 年毎にそれを行わなければならない。登録者は § 129.3(d) の条項が満たされる場合、別個の登録申告書を提出したり、追加料金を支払う必要はない。

## (2) 登録の期限満了

登録者は、期限満了日の 60 日前以降、30 日前までに登録更新の請求を提出しなければならない。

## (3) 登録の失効

登録の更新ができずに、介在期間の後、再登録を求める登録者は、なかった登録者は、登録者が防衛物品又は防衛役務を仲介するビジネスに従事していた上記の仲介期間の部分について登録料金を支払わなければならない。

## (c) 登録申告書の証明

登録を意図している者の登録申告書 (様式 DS-2032) には、以下に該当する権限を有する上級役員による証明書を添付しなければならない:

(1) 登録を意図している者又は登録申告書にリストされたその親会社、子会社若しくはその他の系列会社、或いはその経営最高責任者、社長、副社長、秘書、共同経営者、取締役、その他の上級役員若しくは役員の内いずれか (例えば、経理担当役員、財務担当役員、法務担当役員) 或いは登録を意図している者の取締役会の構成員、或いは登録申告書にリストされたいずれかの親会社、子会社、若しくはその他の系列会社が、次のいずれかに該当する者であるか否か:

(i) これまでに本副章の § 120.27 で列挙される米国の刑事制定法の何れかの違反、若しくは防衛物品の輸出に関する外国の刑事法の違反 (当該法の判決が 1 年を超える禁固刑の最低条件を伴う場合) で起訴されたか、又は、例えば、起訴の代わりに犯罪情報によって別途告訴されたか、又は有罪判決を受けたことがあったか; 或いは

(ii) 米国政府のいずれかの機関と契約すること、又はいずれかの機関から防衛物品若しくは防衛役務の輸出の許可若しくはその他の認可を受けること、又は輸出許可若しくはその他の認可を受けることについての資格がないか; 並びに

(2) 登録を意図している者が外国人によって所有又は支配されているか否か (本副章の § 120.37 を参照のこと)。登録を意図している者が外国人によって所有又は支配されている場合、その証明には、そのような所有又は支配の説明 (その登録者を最終的に所有又は支配している一人以上の外国人の識別情報を含む) を記載しなければならない。この要求事項は、米国人の登録者であって、外国人により所有又は支配されている者に適用される。この要求事項は、外国人の登録者であって、同じ国を出身

とする外国人又は他の国を出身とする外国人により所有又は支配されている者にも適用される。

(d) 登録者は、次のいずれかに該当する場合、当該事象発生後 5 日以内に、上級役員（例えば、経営最高責任者、社長、秘書、共同経営者、取締役、財務担当役員、法務担当役員）により署名された書面による届出を防衛取引管理部に提供しなければならない：

(1) 129.8(c) で言及されるいずれかの者が、本副章の § 120.27 で列挙される米国の刑事制定法の何れかの違反、若しくは防衛物品の輸出に関する外国の刑事法の違反（当該法の判決が 1 年を超える禁固刑の最低条件を伴う場合）で起訴されているか、若しくは、例えば、起訴の代わりに犯罪情報によって別途告訴されているか、又は有罪判決を受けたことがあったか、或いは米国政府のいずれかの機関と契約すること又はいずれかの機関から防衛物品若しくは防衛役務の輸出若しくは輸入の許可若しくはその他の認可を受ける資格がなくなった場合；或いは

(2) 登録申告書（様式 DS-2032）に記載された以下の情報に変更がある場合：

(i) 登録者の名称；

(ii) 登録者の住所；

(iii) 登録者の法的な組織構造；

(iv) 所有権又は支配権；

(v) 米国若しくは外国の子会社又はその他の系列会社であって、仲介行為又は登録者の登録申告書にリストされることが別途必要な行為に従事するものの設立、買収若しくは譲渡；或いは

(vi) 取締役、上級役員、共同契約者、若しくは所有権者。

(d) 項の注 1：登録申告書におけるその他のすべての変更は、1 年毎の登録更新の一部として提供しなければならない。

(d) 項の注 2：2013 年 10 月 25 日から 1 年間について（“国際武器取引規則の改正：仲介業者の登録及びライセンス付与、仲介行為及び関連条項”）（RIN 1400.AC37）以下の変更については、1 年毎の登録更新の一部として提供しなければならない：

§ 129.3(d) に基づくもの（既存の仲介業者の登録に既存の製造業者／輸出者登録を統合する変更）、並びに

§ 129.8(a) に基づくもの（既存の登録への変更であって、部分的に所有され、その他の形態では支配されていない子会社又は関連会社（社内の組織変更、合併、又は企業の一部売却の対象でないもの）を削除するもの）。

(e) 米国又は外国の登録者は、その登録者又はその登録申告書でリストされ対象とする親会社、子会社若しくはその他の系列会社の所有又は支配の外国人への計画された売却又は移転の少なくとも 60 日前までに、防衛取引管理部に書面による届出書を提示しなければならない。そのような届出を行なったとしても、登録者が本副章に基づいて必要とされる事前の認可を取得することを免除するものではない。

(f) 登録者が他の企業を吸収合併したり、他の企業若しくは他の企業の部門を買収したり、他の企業若しくは他の企業の部門により買収される際に組織される新たな事業者は、以下の内容について防衛取引管理部に通知しなければならない：

(1) 新たな企業名及びすべての以前の企業名；

(2) 継続する登録番号及び（もしあれば）継続されない登録番号；並びに

(3) 継続する登録番号のもとでの仲介行為に対するすべての認可の番号（届出対象とならなかったすべての認可はそれ以降無効になるとみなされる）。

(g) 登録者であって、更新をしなかったために、その登録が失効し、ある介在期間の後に再登録を求める者は、その登録者が仲介行為の業務に従事した上記の介在期間の部分に対して登録料金を支払わなければならない。

#### § 129.4 登録申告書及び登録料金

##### (a) 通則

~~登録予定者は、国務省の様式 DS-2032（登録申告書）を書留郵便又は翌日配達便で国防取引規制順守局に提出しなければならない、そして、自動資金決済センター（ACH）、連邦準備局の電信振込ネットワー~~

~~タ (FedWire[フェドワイヤー]) 又は国際銀行間金融通信協会 (SWIFT) を通して電子支払い (本副章の § 122.3(a) で定める登録料金について国務省への支払いが可能なもの) を提出しなければならない。~~  
~~自動資金決済センター (ACH) 及び連邦準備局の電信振込ネットワーク (FedWire[フェドワイヤー]) は米国から振出される金融取引を処理するのに使用されている電子ネットワークであって、SWIFT は外国の口座に対して国際的な振替を発信するために世界中の金融機関によって使用されている金融メッセージングサービスである。支払い方法 (すなわち、ACH、FedWire、及び SWIFT) は、申請者の口座から引き落とされる資金源 (米国又は外国の銀行) に依存している。振出し元口座は、登録者の口座でなければならない。第三者の口座であってはならない。登録予定者は、ACH、FedWire、及び SWIFT の電子支払いについての詳細なガイドラインに関して、<http://www.pmdcto.state.gov> のアドレスで、防衛取引管理部のウェブサイトにアクセスしなければならない。支払い (外国の仲介業者からの支払いを含む) は、米国の通貨でなければならない。米国の金融機関を通して支払い可能なものでなければならない。現金、小切手、外貨又は為替は、受け入れられない。~~

~~登録申告書は、登録予定者により当該文書に署名する権限を与えられた上級役員 (例えば、経営最高責任者、社長、秘書、共同経営者、取締役、財務部長、法務部長) により署名されなければならない。登録予定者は、米国人であるか外国人であるかにかかわらず、登録予定者のそれぞれの国において法人化されているか、ビジネスを行うことが認可されていることを示す証拠書類を提出しなければならない。登録することを必要とする外国人は、本規定のもとに米国人が提出する内容と実質的に同様の情報 (例えば、外国におけるビジネスライセンス又はビジネスを行うことの同様の認可) を提出しなければならない。防衛取引管理部門は、登録申告書に不備がある場合、いかなる情報が必要であるかの登録者への通知、又はすべての登録申告書一式の返送のいずれかにより、登録予定者に通知する。登録者は、登録料金を減額する目的で新しい団体を設立してはならない。~~

~~(b) 仲介業者として登録している者であって、本副章の § 122 に従って製造業者又は輸出者としてすでに登録されている者は、彼らの既存の製造業者又は輸出者の登録を列挙しなければならない。さらに、仲介業者としての登録に対して § 122.3(a) で定めるスケジュールに従って追加料金を支払わなければならない。~~

~~(c) § 122 の他の条項、特に、§ 122.4 (登録者によって提出された情報の変更の通知に関する規定) 及び § 122.5 (登録者による記録の保持に関する規定) が、本章 (§ 129) における登録にも同等に適用される。~~

[62 FR 67276, Dec. 24, 1997、改正 69 FR 70889, Dec. 8, 2004; 71 FR 20553, Apr. 21, 2006; 73 FR 55441, Sep. 25, 2008; 76 FR 45198, Jul. 28, 2011; 76 FR 76036, Dec. 6, 2011; 78 FR 52692, Aug. 26, 2013]

### § 129.9 ガイダンス

(a) ある行為がこの § 129 の適用範囲内の仲介行為に関するガイダンスを望んでいる者は、防衛取引管理部門からガイダンスを書面で請求することができる。ガイダンスの請求は、申請者及び登録者コード (もし該当する場合) を特定し、請け合われることになる行為 (以下の行為を含む) を漏れなく記載しなければならない:

- (1) 申請者及びその他の米国人又は外国人によって請けられる具体的な行為;
- (2) その行為に関与する可能性があるすべての米国人及び外国人の名前、国籍、及び地理的な所在地;
- (3) 含まれる可能性がある各防衛物品又は各防衛役務 (以下のものを含む) の説明:
  - (i) 各物品の米国軍需品リストのカテゴリー及びサブカテゴリー;
  - (ii) 各防衛物品の名称又は軍事名称;
  - (iii) その防衛物品が重要軍用装備品であるか否か;
  - (iv) 各防衛物品の見積り数量;
  - (v) 防衛物品及び防衛役務の米ドル見積り価額; 並びに
  - (vi) 機密区分;
- (4) 最終需要者及び最終用途; 並びに
- (5) もし該当する場合、請求者とその他の者 (その行為若しくは関連取引に関与することになる者) の

間の契約又は証拠書類であって、その者によって取られる行為を記述するもののコピー。

(b) 提出の時点で、特定の情報がまだ入手できていない場合、その状況が記述され説明されなければならない。防衛取引管理部は、その行為が仲介行為に当たるか否かについてのガイダンスを提供する際に、情報の完全性を考慮に入れる。このガイダンスは、国務省による公式の判断を構成することになるものである。このガイダンスは、§ 129.4のもとに必要とされる認可に代わって用いられてならない。本章の他の側面に関するガイダンスを望んでいる者は、関連事実の説明又は関連文書のコピーの提出によるのと同じ方法で防衛取引管理部にガイダンスを請求することもできる。

#### ~~§ 129.10 ガイダンス~~

~~本章に関連する問題についてのガイダンス（例えば、ある行為が本章の適用範囲内の仲介行為であるか否か、又は事前の認可又は通知の要求事項が適用されるか否か）を望む者は、防衛取引管理部からの書面によるガイダンスを求めることができる。§ 126.9 で定められる手続き及び条件が、本節に基づく要求に対しても同様に適用される。~~

[71 FR 20554, Apr. 21, 2006、改正 78 FR 52690, Aug. 26, 2013]

#### § 129.10 報告

(a) 本章に基づいて登録することが義務付けられている者（§ 129.3(d)に従って登録された者を含む）は、1年毎に過去 12 か月における登録者の仲介行為の報告を防衛取引管理部に提供しなければならない。上記の報告書は、登録者の1年毎の更新提出物と共に提出されなければならない（もし更新されない場合、登録の期限満了日から 30 日後以内）。

(b) 報告書には、受けた仲介行為又は認可から除外された仲介行為であって、以下に該当するものを記載しなければならない：

(1) 報告書は、仲介業者の名称、住所、及び登録コードを特定し、あわせて、その報告書がもれなく記載されており正確であることを保証しなければならない権限が与えられた役員によって署名されなければならない。報告書にはそれぞれの仲介行為（当該認可に対して防衛取引管理部により指定された番号又は主張された除外条項を含む）；並びに

(2) 各仲介行為について、報告書では当該行為に関与しているすべての者（各関与者の名前、住所、国籍、及び在住している国を含む）及び役割又は職務；防衛物品若しくは防衛役務の数量、説明、及び米ドル価額；当該仲介行為に関与している者によって、直接的若しくは間接的に受け取られた若しくは受け取られることが予期される報酬の内容及び米ドル価額、及びそれらの供給源を特定しなければならない。

(c) 仲介行為がない場合、報告書には当該行為がなかったことを証言しなければならない。

#### ~~§ 129.9 報告~~

~~本章のもとに登録を必要とする者は、数量、型式、米ドル価額、並びに購入者及び受取人、認可された行為のライセンス番号並びにその他の対象とする行為について使用された除外条項によって、その仲介行為を列挙し記述する報告書を防衛取引管理部に毎年提出しなければならない。~~

[71 FR 20554, Apr. 21, 2006、改正 78 FR 52694, Aug. 26, 2013]

#### § 129.11 登録者による仲介記録の保持

本章に基づいて登録することが義務付けられている者（§ 129.3(d)に従って登録された者を含む）は、本副章の § 122.5 に従って仲介行為に関する記録を保持しなければならない。

[78 FR 52694, Aug. 26, 2013]